

# 財団法人首都高速道路厚生会寄付行為

[設立	昭和40年6月17日]
[沿革]	昭和41年 1月22日改正(イ)
	昭和41年 12月27日改正(ロ)
	昭和49年 8月11日改正(ハ)
	平成17年 10月 1日改正(ニ)

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人首都高速道路厚生会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区霞が関一丁目4番1号におく。(イ) (ロ)

### (目的)

第3条 この法人は、首都高速道路事業により建設される高速道路および駐車場(以下「道路等」という。)に関する公衆の知識の普及と交通道德高揚を図るとともに、首都高速道路事業に従事する者(役員を含む。以下「従事者」という。)の福利厚生の実を充実を図ることを目的とする。(ロ)(ニ)

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。(ロ)(ニ)

- 一 展覧会、講習会の開催等、公衆の知識の普及に関する事業
- 二 交通道德の高揚に関する事業
- 三 従事者の福利厚生に関する事業
- 四 その他、この法人の目的達成に必要とする事業

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- 一 設立当初の財産目録(別紙)に記載された財産
- 二 寄付金品
- 三 資産から生ずる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び通常財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成し、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得、かつ国土交通大臣の承認を得て、その一部に限り処分しまたは担保に供することができる。(二)

一 この法人設立のため、首都高速道路公団厚生会長藤本勝満露が寄付した別紙財産目録基本財産の部に記載された財産。

二 法人の設立後に、基本財産として指定して寄付された財産。

三 法人の設立後に、理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産。

3 通常財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署または確実な銀行に預け入れもしくは信託会社に信託し、あるいは国公債もしくは確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、通常財産をもって支弁する。

(特別会計)

第9条 この法人は、必要があるときは、理事会の決議により特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第10条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算・決算)

第11条 この法人の収支予算は、年度開始前に毎会計年度収支予算書および事業計画書について、理事会の議決を経て定め、収支決算は毎会計年度終了後50日以内にその年度末収支決算書、事業報告書および財産目録について監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(剰余金)

第12条 毎年度末において剰余金が生じたときは、理事会の同意を得て、その全部もしくは一部を翌年度に繰り越し、または基本財産に繰り入れるものとする。

### 第3章 役員

(種別)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

理事 10名以内

監事 2名

- 2 理事及び監事は、理事会において選任する。
- 3 理事は、互選により理事長、副理事長各1名を定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事は、理事会の決議に基づいて、会務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、会務を総轄する。
- 3 副理事長は、理事長の命により理事長を補佐して会務を処理し、理事長に事故があったときはその職務を代行する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行なわなければならない。

(解任)

第16条 役員で、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の議決により解任することができる。

## 第4章 理事会

(構成)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第18条 理事会は、この寄付行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 一 収支予算および事業計画の決定
- 二 収支決算および事業報告
- 三 予算を伴わない権利の放棄または義務の負担
- 四 基本財産の繰り入れに関する事
- 五 その他この法人の運営に関する重要な事

(招集)

第19条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が必要と認めた場合、または理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的による事項およびその内容ならびに日時、場所を示して、5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第20条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第21条 会議は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第22条 会議の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 開会の日時および場所
  - 二 理事の現在数
  - 三 会議に出席した理事の氏名(書面表決者および表決委任者を含む。)
  - 四 議決事項
  - 五 議事の経過要領および発言要領
  - 六 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第5章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第25条 この寄付行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を経、国土交通大臣の承認を得なければ変更することができない。(二)

(解散、残余財産の処分)

第26条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意により解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、国土交通大臣の承認を得て、類似目的をもつ他の公益法人に寄付するものとする。(二)

## 第6章 雑則

(事務局)

第27条 この法人の事務をつかさどるため事務局をおく。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

(雑則)

第28条 この寄付行為の施行に関して必要な事項は、理事会が定める。

附則

(設立当初の役員)

1 この法人の設立当初の役員は、第 13 条第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 41 年 3 月 31 日までとする。

(会計年度の特例)

2 この法人の設立当初の会計年度は第 10 条の規定にかかわらず設立の日から昭和 41 年 3 月 31 日までとする。

(設立当初の事業計画書)

3 この法人の設立当初年度の収支予算および事業計画は、第 11 条および第 18 条第 1 号の規定にかかわらず、別紙事業計画書および収支予算書のとおりとする。

附 則 (イ)

この寄付行為は、昭和 41 年 1 月 22 日から施行する。

附 則 (ロ)

この寄付行為は、昭和 41 年 12 月 27 日から施行する。

附 則 (ハ)

この寄付行為は、昭和 49 年 8 月 11 日から施行する。

附 則 (ニ)

この寄付行為は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。